

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 9 月 1 日
担 当 課	税制課

契約業者名・住所	株式会社 T K C 栃木県宇都宮市鶴田町 1 7 5 8 番地
工事等の名称	地方税電子申告支援サービス 次期 eLTAX システム更改業務
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	地方税電子申告支援サービス eLTAX システム更改業務
工事等期間	令和 8 年 6 月 1 9 日から令和 8 年 1 0 月 3 0 日まで
契約金額	5 5 0,0 0 0 円
工事等の概要	「地方税電子申告支援サービス」に関し、地方税共同機構が実施する eLTAX システム更改に伴い、機構から定められた作業および eLTAX システムの運用開始に向けて必要となる作業を実施する
随意契約の理由	e L T A X は地方税における申告、申請等の手続きを、市民がインターネットを利用して電子的に行うためのシステムで、地方公共団体が共同で組織する地方税共同機構（以後、「機構」という）が運営している。 令和 4 年度税制改正において、地方税務手続きのデジタル化として、e L T A X を通じた電子申告・申請の対象手続きや電子納付の対象税目・納付手段を拡大することが明記された。機構では対象手続きの中でも、特に電子化により納税者の利便性向上と地方団体の事務効率化につながることが見込まれる手続きから電子化を進めており、次期 e L T A X システムに対応するためのシステム改修及び導入支援が必要となる。 本システムは市民サービスに直結し、また、機密情報を取り扱うものであることから、安定した稼働が必須であり、かつ、委託業者には高い信頼性が要求されるという特殊性がある。そのため、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分大きい。

	株式会社T K Cは、松戸市の国税連携サーバの導入業者であり、本業務において、接続先の設定変更が必要となる審査クライアント及び国税連携クライアントの設定事業者でもあることから、当該システムの内容・環境・作業等を熟知しており、本業務を履行するにあたって最も適切な事業者であるといえる。 したがって、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、株式会社T K Cを相手方として随意契約とすることが妥当であると思料する。
--	---